

美しい村づくり資金事務取扱要領

(令和7年4月18日改正)

美しい村づくり資金に係る事務の取扱いについては、美しい村づくり資金利子補給規則（昭和62年兵庫県規則第43号）に定めるもののほかこの要領によるものとする。

第1 借受資格者

美しい村づくり資金（以下「村づくり資金」という。）を借り入れることができる者は、次に掲げるものとする。

- 1 農業に従事し、又は従事しようとする者
- 2 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体（株式会社、持分会社及び農事組合法人並びに法人格を有しない団体で人格なき社団の形態を整えているもの（以下「任意団体」という。））

第2 融資機関

村づくり資金の融資機関は、次に掲げるものであって、県と利子補給契約を締結しているものとする。

- ア 農業協同組合法第10条第1項第2号（資金の貸付け）の事業を行う農業協同組合（総合農協に限る。以下「農協」という。）
- イ 兵庫県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）
ただし、1件当たりの貸付額が500万円を超えるもの（災害資金を除く。）に限って農協を転貸融資機関とすることができる。
- ウ 農林中央金庫
- エ 銀行
- オ 株式会社商工組合中央金庫
- カ 信用金庫及び信用金庫連合会
- キ 信用協同組合及び信用協同組合連合会

第3 資金の種類

村づくり資金の種類は、次のとおりとする。

資 金 名	資 金 の 内 容
1 農業基盤整備資金	農業生産の基盤強化に資する施設の整備等に必要な資金
2 農業経営資金	営農活動の開始又は継続に必要な資金
3 農村活性化資金	農村の活性化に資する施設の整備に必要な資金
4 集落営農資金	集落営農団体の農業生産の基盤強化に資する施設の整備に必要な資金
5 農業法人資金	設立後5年以内の農業法人の営農活動の開始又は継続に必要な資金
6 都市農村交流資金	都市と農山村との間の交流の促進に資する施設の整備に必要な資金
7 災害資金	局地天災、病虫害又は家畜の伝染性疾病により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金
8 知事特認資金	その他知事が必要と認める資金

- (1) 農業基盤整備資金（以下「1号資金」という。）
農業生産の基盤強化に資する施設の整備等に必要な資金
ア 農業生産の基盤整備のための農畜産物の生産、加工、集出荷若しくは販売に係る施設又は機械
機具の取得（改良、造成を含む。）に必要な費用
イ 農地等の高度利用化を促進するための農地等の取得又は造成に必要な費用
- (2) 農業経営資金（以下「2号資金」という。）
営農活動の開始又は継続に必要となる次の経費に要する資金（旧債務の借換えは除く。）
ア 種苗、肥料、農薬、飼料等の購入費及び雇用労賃等の経費
イ 小農具の購入費
ウ 農業用建構築物及び農機具の修繕費
エ 家畜の購入費
オ 農業経営の近代化に必要な技術修得費
カ 地代
キ 農業機械等のリース料
- (3) 農村活性化資金（以下「3号資金」という。）
農村の活性化のための農畜産物の生産、加工、集出荷若しくは販売に係る施設又は機械機具の取得（改良、造成を含む。）に必要な資金
- (4) 集落営農資金（以下「4号資金」という。）
集落営農団体（生産組合を含む。）の行う農業生産の基盤整備のための農畜産物の生産、加工、集出荷若しくは販売に係る施設又は機械機具の取得（改良、造成を含む。）に必要な資金
- (5) 農業法人資金（以下「5号資金」という。）
設立後5年以内の農業法人が行う営農活動の開始又は継続に必要となる次の経費に要する資金（旧債務の借換えは除く。）
ア 種苗、肥料、農薬、飼料等の購入費及び雇用労賃等の経費
イ 小農具の購入費
ウ 農業用建構築物及び農機具の修繕費
エ 家畜の購入費
オ 農業経営の近代化に必要な技術修得費
カ 地代
キ 農業機械等のリース料
- (6) 都市農村交流資金（以下「6号資金」という。）
体験農園、農家民宿、農家レストラン等の農村体験交流施設の整備（増改築を含む。）に要する資金
- (7) 災害資金（以下「7号資金」という。）
ア 局地天災、病害虫又は家畜の伝染性疾病による被災農家の再生産に必要な資金及び災害前
6ヶ月以内に購入した生産資材代金（借入申込時に未払いのもの）の支払いに必要な資金
イ ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金
- (8) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要と認める資金（以下「8号資金」という。）

第4 利子補給承認条件

- 1 利子補給の対象となる事業費は、当該事業の実施に要する現金支出額とする。
- 2 利子補給の対象となる事業は、新規に実施する事業に要する資金を対象とし、通年度事業及び旧債務の借換えについては対象としない。
- 3 この資金の利子補給承認前に着工している事業については、利子補給の対象としない。

- 4 第3の規定にかかわらず、借入申込書提出後において利子補給承認日前に着工しなければならない特別の事由があるときは、利子補給の対象とすることがある。ただし、この場合においても利子補給承認日前に支払った事業費については、地質調査費及び実施設計費を除き対象事業費としない。
- 5 7号資金については、償還期限まで市町が利子補給を行う旨の契約を融資機関と締結しているものについて適用する。ただし、市町が償還期限まで利子補給を行うことが明らかである場合は、利子補給金の融資機関に対する交付、又は、借受者に対する直接交付によることができることとする。
- なお、利子補給率は第9の別表のとおりとする。
- 6 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるためこの資金を融通することは差し支えない。この場合において、第6の2の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。

第5 取扱方針

1 附帯施設の範囲

電気施設、用排水施設、上下水道施設その他本体の施設に必要な附属施設とする。

2 敷地の取得費

施設を建築する場合の敷地の取得費については、当該施設の建築面積の3倍の用地を取得するのに必要な額又は施設建築費に2分の1を乗じて得られる額のいずれか低い額を限度に事業費に含めることができるものとする。

3 特定高性能機械の導入について

特定高性能機械の導入については、経営規模面積のみに着目することなく、借入希望者の農業経営や土地条件等の農業構造の実情を勘案しつつ、経営全体での利用の効率性を総合的に検討し、借入希望者の農業経営の改善に資するものを対象とする。

4 7号資金

- (1) 災害による被害損失額が、その者の平年における農業総収入のおおむね30パーセント以上である旨の市町長の被害認定を受けた場合を対象とする。
- (2) (1)について、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響による被害に係るものについては適用しない。ただし、当該影響を受けた農業者等であって、経営に影響が発生していること等を影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認できた場合で、農業経営の継続に意欲を有する者については、知事が特に必要と認める場合として、他の7号資金と異なる償還期限及び据置期間を適用することができる。

第6 貸付限度額

- 1 村づくり資金の1借受資格者に係る1事業当たりの貸付けの最低限度額及び1資金種類当たりの貸付残高の合計額は、次表のとおりとする。

区 分	1事業当たりの貸付けの最低限度額	1資金種類当たりの貸付残高の合計額		
		7号資金 以外	7号資金	
			通常	知事特認
借入資格者				ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響に係るもの
農業に従事し、又は従事しようとする自然人	20万円	1,000万円	500万円	1,000万円
農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体	20万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円

2 1事業当たりの貸付けの最高限度額（融資率）は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から、当該事業費の100分の80以内とする。ただし、7号資金のうちウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響に係るものについては、上記にかかわらず、100分の100以内とする。

3 補助残事業部分について村づくり資金を融通する場合の貸付けの最高限度額（融資率）は、次の各号に掲げる式によって得られる額のいずれか低い額とする。ただし、7号資金のうちウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響に係るものについては、事業費－補助金を最高限度額とする。

(1) (事業費－補助金) × 0.8

(2) 事業費 × 0.9－補助金

※ 補助金は受領済みの額とする。

第7 償還期限及び据置期間

村づくり資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、次表のとおりとする。

区分 資金種類	償還期限	据置期間	区分 資金種類	償還期限	据置期間
1号資金	15年以内	2年以内	5号資金	5年以内	1年以内
2号資金	5年以内	1年以内	6号資金	15年以内	2年以内
3号資金	15年以内	2年以内	7号資金(知事が特に必要と認める場合を除く。)	5年以内	1年以内
4号資金	15年以内	2年以内	7号資金(知事が特に必要と認める場合に限る。)	7年以内	2年以内
			8号資金	5年以内	1年以内

第8 償還方法

1 償還方法については、元金均等年賦償還とする。

2 金銭消費貸借契約上の約定償還期日は、6月20日又は12月20日とする。

第9 基準金利、利子補給率及び貸付利率

村づくり資金の基準金利、利子補給率及び貸付利率は、別表に掲げるとおりとする。

第10 担保、保証の取扱い

1 融資機関は、村づくり資金の貸付けに当たっては、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）を積極的に活用し、融通の円滑化を図るものとする。

2 基金協会は、公共の見地から真に信用補完の機能を発揮するよう配意し、保証に当たっては、特に必要と認める場合に限り、担保、保証人を徴するものとする。

3 融資機関又は基金協会が担保を徴求する場合にあっても、原則として融資対象物件を担保として徴求し、借受者に過重な負担をかけることのないように留意するものとする。

第11 村づくり資金の借入申込

1 借入希望者は、借入申込書（様式第1号又は第2号）を次表により必要部数を作成し、これに次の各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

区分 借入者	提出先	提出部数	基金協会の債務保証に付する場合
○ 農業に従事し、又は従事しようとする自然人	融資機関	3部（正1部 写2部）	4部（正2部 写2部）
○ 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体		県信連融資のときは 4部（正2部 写2部）	県信連融資のときは 5部（正3部 写2部）

- (1) 農業経営の現況が確認できる書類
- (2) 法人の場合は、定款又は規約、業務報告書、理事会等の議事録及び事業計画書、構成員の状況書
なお、任意団体の場合についても上記に準じて取扱うものとする。
- (3) 必要に応じ施設等の利用計画書
- (4) 借入額が500万円を超える場合は、平常年次の収支計算書
- (5) 加工施設等において、公害関係法令に基づく手続が必要な場合は、関係機関に提出した書類の写し
- (6) 農作業の受託の場合は、農作業受託書
- (7) 請負業者若しくは購入先の見積書又は設計書（いずれも積算明細書を添付したもの）及び図面（位置図、平面図、立面図等）
- (8) 農業機械について、型式検査対象機種又は安全鑑定対象機種を導入する場合は、型式検査合格番号又は安全鑑定合格番号を確認できる書類（見積書に見積者が記入したものでもよい。）
- (9) 特別の事由により、借入申込書提出後において利子補給承認前に着工しようとする場合は、利子補給承認日前着工届
- (10) 第3（7）イの資金においては、上記のほか、影響状況確認表（別記様式）
- (11) 上記のほか、必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めることがある。

第12 利子補給承認申請及び承認

- 1 融資機関は、受理した借入申込書の内容を審査のうえ、資金の貸付けを行うことが適当と認めたものについては、必要に応じ、市町、農業改良普及センターの意見を徴し、利子補給承認申請書（兵庫県農業制度資金事務電算処理関係集様式第1号）を3部作成し、これに借入申込書（写し）を添付して、農林振興事務所又は農林水産振興事務所（以下「農林振興事務所等」という。）に毎月の月末までに提出するものとする。ただし、7号資金のうちウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響に係るものについては、影響状況確認表（写し）を併せて添付して提出するものとする。
なお、基金協会の債務保証を必要とするときは、債務保証委託申込書を基金協会へ同時に提出するものとする。
- 2 融資機関は、利子補給承認申請書の提出に当たっては、毎月1回を原則とすること。ただし、借入申込者の事業実施との関連において適期に行う必要がある場合は、この限りではない。
- 3 農林振興事務所等の長は、受理した利子補給承認申請の内容を審査の上、必要に応じ市町の意見を徴し、利子補給の諾否の決定を行い、利子補給を行うことが適当と認めたものについては、利子補給承認書を融資機関に交付するとともに、市町及び基金協会に通知するものとする。
なお、8号資金の諾否の決定については、事前に農林経済課長の協議を得たものに限る。
- 4 農林振興事務所等は、利子補給の諾否の決定に当たって、必要に応じ経営状況、営農技術及び予想される事業効果等について現地調査を行うものとする。

第13 貸付実行

- 1 融資機関は、農林振興事務所等からの利子補給承認書を受理したときは、速やかに借入申込者に通知するとともに、次の各号に掲げるところにより貸付けを実行するものとする。
 - (1) 資金の貸付けは、実行後長期にわたり貯金等に留保されることのないよう事業実施との関連において最も適期に行うこと。
 - (2) 貸付実行日は、原則として毎月の10日又は25日とすること。（転貸分についても同じ。特別の事由のあるときは翌営業日）ただし、7号資金において借入申込者が特別の事由により早期貸付を希望する場合は、農林振興事務所等の特別承認（手書きによる利子補給承認）を得て行うことができる。

- (3) 貸付けの起算日処理及び貸付留保勘定処理は、原則として行わないこと。
- (4) 貸付金は、全額貯金（できる限り別段貯金）振替とすること。
- 2 融資機関は、貸付けを実行したときは、貸付実行報告書（兵庫県農業制度資金事務電算処理関係集様式第3号）を作成し、1月分を取りまとめ、当該実行月の翌月の5日までに農林振興事務所等に2部提出するものとする。
- 3 農林振興事務所等は、提出された貸付実行報告書のうち1部を農林経済課に送付するものとする。

第14 事業の実施及び貸付金の払出し

- 1 借受者は、利子補給承認後速やかに利子補給対象事業に着工するものとし、資金の借受け後5月（施設関係資金は9月）以内に完了するものとする。ただし、施設関係資金に限り、完了までに長期間を要するものであって、利子補給承認申請時においてその旨の申し出をしたものについては、当該申出をした期間内とする。
- 2 借受者は、前項に規定する期間を経過しても事業が完了しない場合は、遅延理由書を融資機関を経由して農林振興事務所等に提出するものとする。
- 3 農林振興事務所等は、借受者が資金の借受け後3月を経過しても事業に着工しないときは、原則として利子補給を行わないものとする。
- 4 融資機関は、貸付金の払出しに当たっては、請求書又は事業の出来高証明書等によって事業の実施状況を確認のうえ、自己資金を含め振替又は小切手等利子補給対象事業に使用されたものであることが証明できる方法でこれを行うものとする。

第15 事業実施状況等の確認

- 1 融資機関は、貸付金の払出しが終了したとき又は事業完了期日が経過したときは、速やかに借受者から領収書等を提出させるとともに、事業の実施状況を実査等により確認しなければならない。
- 2 融資機関は、借受者が利子補給対象事業に係る請求書、領収書その他の証拠書類を事業完了後においても整備、保管しておくよう必要な指導を行うものとする。
- 3 融資機関は、実施状況を確認した事業について融資対象事業実施状況調査書（様式第16号）を作成し、これを四半期ごとに取りまとめ、各四半期末の翌月の10日までに農林振興事務所等に1部提出するものとする。
- 4 農林振興事務所等は、村づくり資金の適正な運営を期するため、借受者及び融資機関に対し事業の実施状況及び貸付金の払出状況等の確認調査を行うものとする。

第16 事業実施状況等の調査の結果に基づく措置

- 1 融資機関は、事業実施状況調査の結果に基づき、目的外使用、事業費の縮小等問題のあった事業については、必要な指導をするものとする。この場合、指導した内容及びその結果を融資対象事業実施状況調査書に付記するものとする。
- 2 農林振興事務所等の長は、融資機関から提出された融資対象事業実施状況調査書又は事業実施状況等の調査の結果に基づき、利子補給承諾を決定した事業のうち問題のあったものについては、次により措置するものとする。
 - (1) 利子補給金の交付の打切りが必要と認めたものについては、融資機関に対しその旨を通知するとともに、措置入力票（兵庫県農業制度資金事務電算処理関係集様式第5号）を作成し、これに融資機関に対する打切り通知書及び融資対象事業実施状況調査書の写しを添付し、農林経済課長に報告するものとする。
 - (2) 既に交付した利子補給金の返還が必要と認めたものについては、前号に掲げる書類、その他必要な書類を添付して農林経済課長に報告するものとする。
- 3 農林経済課長は、第3の2の2号の報告に基づき利子補給金の返還手続をするものとする。

第17 資金管理

- 1 融資機関は、貸出金の管理及び回収等債権の保全について善良な管理者としての注意を払うものとする。
返済不能、事業の廃止等利子補給の打切り対象となるべき事由が発生したときは、速やかに農林振興事務所等に報告するものとする。
- 2 借受者は、村づくり資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、村づくり資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。
- 3 融資機関は、借受者から約定外の償還（繰上償還）を受けたとき又は延滞金等が発生若しくは回収されたときは、特例移動報告書（兵庫県農業制度資金事務電算処理関係集様式第4号）を作成し、1月分を取りまとめ当該事実のあった月の翌月の5日までに農林振興事務所等に2部提出するものとする。
- 4 農林振興事務所等は、提出された特例移動報告書のうち1部を農林経済課に送付するものとする。

第18 利子補給承認条件の変更

- 1 融資機関は、資金の借受者から暴風雨、地震等の天災地変その他特別の事由により資金借入条件の変更の申し出があった場合において、実情を調査し、その事由が真にやむを得ないものであると認めるときは、利子補給承認条件変更申請書（兵庫県農業制度資金事務電算処理関係集様式第6号）を作成し、これに借受者の申出書（写し）を添付して、農林振興事務所等に2部提出するものとする。
- 2 農林振興事務所等は、利子補給承認条件変更申請書を受理したときは、現地調査及び市町の意見等により実情を把握し、条件変更の諾否の決定を行い、条件変更を行うことが適当と認めたものについては、利子補給条件変更承認書を融資機関に交付するとともに、市町及び基金協会に通知するものとする。
- 3 農林振興事務所等は、前項の規定により決定した結果を農林経済課に速やかに通知するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年4月18日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領は、施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付けられる美しい村づくり資金について適用し、同日前に貸し付けられた美しい村づくり資金については、なお従前の例による。

別表（第9関係）

金 利 資金種類	基準金利 〔年率 パーセント〕	利子補給率（年率パーセント）		貸付利率 〔年率 パーセント〕	
		県	市 町		
1号資金	2. 6 5	0. 7 5	－	1. 9 0	
2号資金	2. 6 5	0. 7 5	－	1. 9 0	
3号資金	2. 6 5	0. 7 5	－	1. 9 0	
4号資金	2. 6 5	1. 2 5	－	1. 4 0	
5号資金	2. 6 5	1. 2 5	－	1. 4 0	
6号資金	2. 6 5	0. 7 5	－	1. 9 0	
7号資金	2. 6 5	1. 0 7 5	1. 0 7 5	0. 5 0	
	ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響に係るものに限る。※	2. 6 5	1. 4 1 5 (1. 0 7 5)	1. 2 3 5 (1. 0 7 5)	0. 0 0 (0. 5 0)
8号資金	2. 6 5	0. 7 5	－	1. 9 0	

※ 7号資金（ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響に係るものに限る。）の金利は、貸付実行日から3年間に限る。それ以降については、（ ）内の金利となる。

(別記様式)

影響状況確認表

- ☐ () 農業協同組合
☐ 兵庫県信用農業協同組合連合会
☐ 兵庫県信用漁業協同組合連合会
☐ 兵庫県信用組合

御中

令和 年 月 日

住所

氏名

農業経営に対するウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響状況	(可能な限り具体的に記載ください。)
確認結果 (融資機関が記入する)	適 ・ 否